

奈良県広域水道企業団職員被服等貸与規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 1 3 号

奈良県広域水道企業団職員被服等貸与規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員に対する被服等の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の目的)

第 2 条 職務を遂行するに当たり、必要な被服等を職員に貸与し、もって労務の安全と業務の能率の向上を図ることを目的とする。

(貸与)

第 3 条 被服等の貸与は、所属長（奈良県広域水道企業団組織規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 7 号）第 2 条に規定する総務部及び事業部（以下「本部」という。）に置かれる課並びに同条に規定する市町村事務所、広域水道センター及び水質管理センターの長をいう。以下同じ。）が行うものとする。

2 被服等を貸与する職員の範囲並びに当該職員に貸与する被服等の品目、員数及び貸与期間は、別表のとおりとする。

3 被服等の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）が休職、休暇等により長期間その業務に従事しなかった場合におけるその従事しなかった期間は、前項の貸与期間に含めないものとする。

(貸与の調整等)

第 4 条 所属長は、前条第 2 項の規定にかかわらず、職員の従事する業務の状況又は貸与する被服等の消耗する程度により、貸与する被服等の員数を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

2 所属長は、業務の状況により、貸与する被服等の全部又は一部を貸与しないことができる。

3 所属長は、業務上必要があると認めるときは前条第 2 項に規定する被服等以外の被服等を備え付け、職員に共用させることができる。

(着用の義務)

第 5 条 被貸与者は、貸与された被服等（以下「貸与品」という。）を貸与の目的に従い着用しなければならない。

(貸与品の保全等)

第 6 条 被貸与者は、貸与品を常に清潔に保ち、及び損傷し、又は亡失しないようその保全に留意しなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与品を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(亡失の届出等)

第7条 被貸与者は、貸与品を著しく損傷し、又は亡失したときは、速やかにその理由及び品目を所属長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受けた所属長は、必要であると認めるときは、当該被貸与者に対し代替品を貸与することができる。

(弁償)

第8条 被貸与者は、故意又は重大な過失により貸与品を使用不能にし、又は亡失したときは、相当の代価を弁償しなければならない。

(返納等)

第9条 被貸与者は、退職、配置転換等により当該職務を離れたとき又は貸与期間が満了したときは、貸与品を速やかに所属長に返納しなければならない。ただし、所属長は、貸与期間の満了した貸与品について、当該貸与期間満了後引き続き別表に規定する職員であるものに対し、無償で譲渡することができる。

(取扱責任者の指定)

第10条 所属長は、被服の貸与及び返納並びに保管について補助させるため、被服等の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を定めなければならない。

- 2 所属長は、取扱責任者を定めたとき又はこれを変更したときは、その旨を総務部総務課長に報告しなければならない。

(被服等貸与台帳)

第11条 取扱責任者は、被服等貸与台帳（別記様式）を備え付け、常に被服等の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に構成団体（奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第2条に規定する構成団体をいう。）における被服等の貸与に関する規程（以下「構成団体規程」という。）の規定により貸与されている被服等は、第3条の規定により貸与された被服等とみなす。この場合において、当該被服等の貸与期間については構成団体規程の規定の例による。

別表（第3条、第9条関係）

職員の範囲	品目	員数	貸与期間 (年)	備考
1 本部に勤務する 職員（2の項及び 3の項に規定する 職員を除く。）	作業服	1（2）	2（4）	
	ゴム長靴	1	2	
	ズック靴	1	2	
	防寒服			共用
	雨着			共用
	ヘルメット			共用
2 水道技術管理者 並びに計画課、技 術・危機管理課及 び事業管理課、市 町村事務所並びに 広域水道センター に勤務する職員（ 3の項に規定する 職員を除く。）	作業服	1（2）	2（4）	
	ゴム長靴	1	2	
	ズック靴	1	2	
	安全靴	1	6	
	Tシャツ・ポロシャツ	2	1	
	防寒服	1	4	
	雨着			共用
	ヘルメット			共用
	作業帽			共用
	軍手			共用
	胴長靴			共用
	高圧電力用及び高圧ガ ス用保安帽			共用
	高圧電力用及び高圧ガ ス用長靴			共用
	高圧電力用及び高圧ガ ス用手袋			共用
3 乗用自動車の運 転に従事する職員	作業服	1（2）	2（4）	
	ゴム長靴又はズック靴	1	3	

備考 新たに被貸与者となる場合は、初回に限り括弧書の員数及び貸与期間とする。

別記様式（第11条関係）

被服等貸与台帳

所属		職		氏名	
業務					
休暇・休職等の事項	から		まで		理由：
	から		まで		理由：
	から		まで		理由：
	から		まで		理由：

[illegible]